

## 地域密着型小規模特別養護老人ホームめぐみの郷しらやま運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会（以下「事業者」という。）が設置経営する地域密着型小規模特別養護老人ホームめぐみの郷しらやま（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

### (施設運営の方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な関係に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型小規模特別養護老人ホームめぐみの郷しらやま
- (2) 所在地 山形県鶴岡市白山字西木村101番地1

### (入居定員)

第4条 施設は、その入居定員を29名とする。

2ユニット 10名定員          1ユニット 9名定員

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤兼務）

施設長（管理者）は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている福祉サービスの実施に関し、従業者にその基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上（常勤兼務）

介護支援専門員は入居者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、入居者その他家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などを行う。

- (3) 生活相談員 1名以上（常勤兼務、介護支援専門員と兼務）

生活相談員は、入退居に於ける面接手続き事務等と入居者の処遇に関すること、苦情や相談等に関するものを行う。

(4) 介護従業者 15名以上（常勤兼務）

介護従業者は、入居者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行う。

(5) 看護従業者 1名以上（常勤兼務）

看護従業者は、入居者の診察の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理を行う。

(6) 医師 1名（非常勤兼務）

医師は、入居者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(7) 管理栄養士 1名（常勤兼務）

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(8) 機能訓練指導員 1名以上（常勤兼務 看護職員兼務）

機能訓練指導員は、入居者の機能訓練に関するものと、それに伴う介護従業者への指導などを行うこととする。

(9) 事務従業者 2名以上（常勤兼務）

事務従業者は、施設の運営に必要な事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず業務上必要な場合、施設は、従業者を増員若しくは減員することができるものとする。

（居室）

第6条 施設は、入居者の居室に、ベッドやナースコール等を備品として備える。

（共同生活室）

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

（調理室）

第8条 調理室で火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

（医務室）

第9条 施設は、入居者の診察・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を医務室に設ける。医務室には入居者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備える。

（浴室）

第10条 浴室は、ユニットごとに設ける。入居者が使用し易いよう、一般浴槽の他に要介護者のために特殊浴槽を設ける。

（洗面設備及び便所）

第11条 洗面設備及び便所は居室ごとに設ける。

（内容及び手続の説明と同意）

第12条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居

申込者の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供しなければならないものとする。

(入退居)

第14条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難なものに対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、入居者が入院治療を必要とする場合やその他入居者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、入居者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

5 施設はその心身の状況、その置かれている環境に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。検討に当たっては、生活相談員、介護従業者、看護従業者、介護支援専門員等の従事者の間で協議する。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(入退居の記録の記載)

第15条 施設は、入居に際しては、入居の年月日並びに施設の種類・名称を被保険者証に記載するものとする。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第16条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるように援助するものとする。

(サービスの取り扱い方針)

第17条 施設は、入居者に対するサービス提供を、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者に対するサービス提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

2 施設は、入居者に対するサービス提供を、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 施設は、入居者に対するサービス提供を、施設が特別な環境の下で私的な生活が営まれ

ることを十分に認識し、入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行う。

- 4 施設は、入居者に対するサービス提供を、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
- 5 施設従業者は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 7 施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を行う。

(施設サービス計画の作成)

第18条 施設の管理者は、介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員は施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望・入居者について把握された解決すべき課題に基づき、入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービスの計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者又はその家族に説明し、入居者の同意を得て交付するものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の従業者との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護の内容)

第19条 施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護従業者を介護に従事させることとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設従業者以外の者による介護を受けさせないこととする。

(食事の提供)

第20条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものを提供するものとする。

- 2 入居者の食事は、当該入居者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、入居者の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第22条 嘱託医及び看護従業者は常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のため適切な措置を取る。

- 2 嘱託医は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要な事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第23条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(相談及び援助)

第24条 施設は常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第25条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うこととする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(入居料)

第26条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の入居料の額は、介護保険法による介護報酬告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から入居料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる介護保険サービス費用基準額から施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第27条 施設は前条第2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。なお居住費及び食費については、介護保険負担限度額認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

|                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 居住費 ユニット型個室    | 2,006円(日額) |
| (2) 食費             | 1,445円(日額) |
| (3) 入院外泊時の居室料      | 負担限度額(日額)  |
| (4) 理美容代           | 実費         |
| (5) 行事食            | 実費         |
| (6) 送迎費用           | 1kmあたり22円  |
| (7) その他の日常生活費      | 実費         |
| (8) サービス提供と関係のない費用 | 実費         |

2 施設は、前各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得ることとする。

3 施設は、前各項に掲げる費用の支払いを受けた場合には、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対し交付することとする。

(施設入居にあたっての留意事項)

第28条 入居者は、次の各項に掲げる事項を守り、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に

努めるものとする。

- 2 入居者が、外出、外泊を希望する場合には所定の手続きにより管理者に届ける。
- 3 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診するものとする。
- 4 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。
- 5 入居者は、施設内で次の行為を行わないものとする。
  - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - (2) 施設の秩序、安全衛生を害すること。
  - (3) 指定した場所以外での喫煙、飲酒。
  - (4) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(協力医療機関)

第29条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

(衛生管理等)

第30条 施設は、入居者の使用する設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械機器等の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(掲示)

第31条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(個人情報の保護)

第32条 施設の従業員は、業務上知り得た入居者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとし、業務上知り得た入居者等の秘密を保持するものとする。

- 2 施設は、従業員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に取り入れるものとする。

- 3 施設は、他の指定介護老人施設福祉サービス事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該入居者の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第33条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入居者又はその家族からの苦情に関して山形県知事又は鶴岡市長が行う調査に協力するとともに、山形県知事又は鶴岡市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 施設は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではない。

(虐待の防止)

第35条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時の対応)

第36条 施設は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又はまたは施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第37条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(記録の整備)

第38条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他の事項)

第39条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定める。

- 2 施設は、従業者の資質向上を図る為、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、従業者に対し身分証明書を発行し、従業者はその勤務中はその身分証明書を携帯する事により入居者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設はその運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行



う等の地域との交流を深めることとする。

第40条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は事業者及び施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第41条 この規定に定めるものは、ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する重要事項について準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。